

(一社) 岐阜県私立幼稚園連合会

チャレンジング・プロジェクト推進事業実施要項

第1 趣旨

岐阜県私立学校等教育振興費補助金中教育改革推進特別補助事業のうち、チャレンジング・プロジェクト推進事業の実施のため、必要な手続を定める。

第2 対象事業

対象となる事業は、幼稚園及び幼保連携型認定こども園（私立幼稚園から移行した園に限る。以下「私立幼稚園等」という。）が以下に例示するような幼児教育及び私立幼稚園等の運営に係る諸課題に対する解決の方策を企画立案し、実施する事業のうち、審査を経て採択された事業（以下「プロジェクト事業」という。）とする。

プロジェクト事業の事業年限は、単年から最長3カ年とし、同一テーマでは1園一度限りの採択とする。ただし、複数年事業として採択された場合であっても、補助継続が妥当かどうか毎年審査を行う。

○ 幼児教育及び私立幼稚園等の運営に係る諸課題（例示）

- ・防災・安全の推進
- ・グローバル教育の推進
- ・地域の子ども・子育て支援の推進
- ・特別支援教育の推進
- ・食育の推進
- ・芸術文化教育の推進
- ・私立幼稚園等と小学校の連携の推進
- ・財務状況の改善
- ・私立幼稚園等の経営の効率化による保護者負担の軽減
- ・私立幼稚園等の園児数の確保

第3 補助対象経費

補助対象経費は、プロジェクト事業の実施に要する経費（通常私立幼稚園等の運営に要する費用並びに土地、建物及び構築物の取得、修繕等の費用を除く。）とする。ただし、備品購入費等の物品購入に係る経費が、事業費の2分の1を超えないこと。

第4 対象期間

プロジェクト事業の対象期間は単年から最長3カ年とする。

第5 実施計画書の提出

プロジェクト事業の実施を希望する事業実施主体（私立幼稚園等又は複数の私立幼稚園等）は、参考様式Iにより実施計画書を作成し、別途指定する日までに一般社団法人岐阜県私立幼稚園連合会（以下「連合会」という。）に提出すること。複数の園が共同で事業を実施する場合には、実施計画書は連名で提出し、実施内容、実施体制、経費積算など各園が役割分担する際は、園ごとにわかるように記載を行うこと。

また、複数年事業で途中年度の終了時には、経過報告書及び次年度の事業実施計画書を作成し、別に私幼連が指定する日までに私幼連へ提出すること。

第6 実施計画書の審査

(1) 事業審査採択委員会の開催

実施計画書の提出期限後、連合会は速やかに事業審査採択委員会を開催する。

事業審査採択委員会の委員は、連合会会長、連合会副会長（総務等担当）、行政関係者として岐阜県私学振興・青少年課長ほか1名、有識者1名の計5名とする。ただし、利害関係のある委員の出席を求めないものとする。

利害関係が生じると判断したときは、速やかに連合会役員のうちから補充委員を選考することとする。

(2) 審査・採択方法

審査は、原則として事業審査採択委員会において、事業実施主体に対するヒアリング審査を実施して行う。また、委員は(3)に定める観点について各プロジェクトを採点する。

複数年事業で途中年度終了時の審査の場合、既実施の事業内容が、事業計画に沿ったものであり、一定の成果が確認できるものであること。

委員長は、採点結果を参考に、委員からの意見、事業内容の重複する事業実施主体の有無、事業経費規模などを勘案して総合的に採択事業を決定する。その際、プロジェクト事業実施にあたっての留意点の付記や実施計画書の一部修正など条件付きでの事業採択の決定を行うことができる。

委員長は、有識者をもって充てるものとする。

(3) 事業採択基準

以下の観点について、ア及びイの項目については1項目10点満点、ウからクの項目については1項目5点満点の計50点満点を委員1人あたりの持ち点として、各プロジェクトを採点する。

- | | | |
|---|-------|---|
| ア | テーマ設定 | プロジェクトのテーマは、現在私立幼稚園等を取り巻く課題であるか。 |
| イ | 事業効果 | 期待される事業効果が見込まれるか。 |
| ウ | 課題設定 | 私立幼稚園等における現状の分析、課題・目標の設定は適切か。 |
| エ | 新規性 | 従前から私立幼稚園等が取り組んできているものでなく、行政からの既存の補助メニューでカバーしていない事業か。 |
| オ | 汎用性 | 他の私立幼稚園等の模範例となり得る事業で、県内の私立幼稚園等への波及効果が期待できるか。 |
| カ | 実施体制 | プロジェクトを実施するうえで、適切な体制となっているか。 |
| キ | 自主性 | 教職員が主体となって企画立案、運営に参加している事業か。 |
| ク | 実現可能性 | 計画書に沿って、年度内に事業実施が確実に行われるものか。 |

(4) 審査結果の通知

連合会会長は、審査の結果、(不)採択するプロジェクト及び補助金交付決定額について、当該事業実施主体に通知する。(2)で定める事業実施にあたっての留意点や修正点についての条件がある場合は、当該通知に付記する。

第7 補助金額

補助金額について、合計8,900千円の範囲内で、事業を採択することができることとする。ただし、1プロジェクト事業について1カ年あたり2,000千円を補助金額の上限とする。

第8 事業実施計画の変更

プロジェクト事業の実施にあたり、実施計画書の変更が必要となった事業実施主体は、参考様式Iにより内容を変更した実施計画書を連合会へ提出し、連合会の承認を受けることとする。

第9 事業実施報告書の提出

プロジェクト事業の実施を完了した事業実施主体は、事業完了後の1カ月以内又は2月末日【厳守】のいずれか早い日までに参考様式VIにより、事業実施報告書を連合会へ提出すること。また、複数年事業で採択された園にあつては、当該年度の2月末日【厳守】までに、参考様式VIにより事業経過報告書を連合会へ提出すること。提出された事業実施報告書は、連合会で一般に公開を行うこととする。

第10 事業実施報告会の実施

連合会は、実施されたプロジェクト事業の実施報告会を実施することとする。プロジェクト事業を実施した事業実施主体は報告会での実施報告に協力すること。詳細は、連合会が別途定める。

第11 その他

この実施要項及び平成29年度岐阜県私立学校教育振興費補助金（教育改革推進特別補助金（チャレンジング・プロジェクト推進事業））実施要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から適用する。